

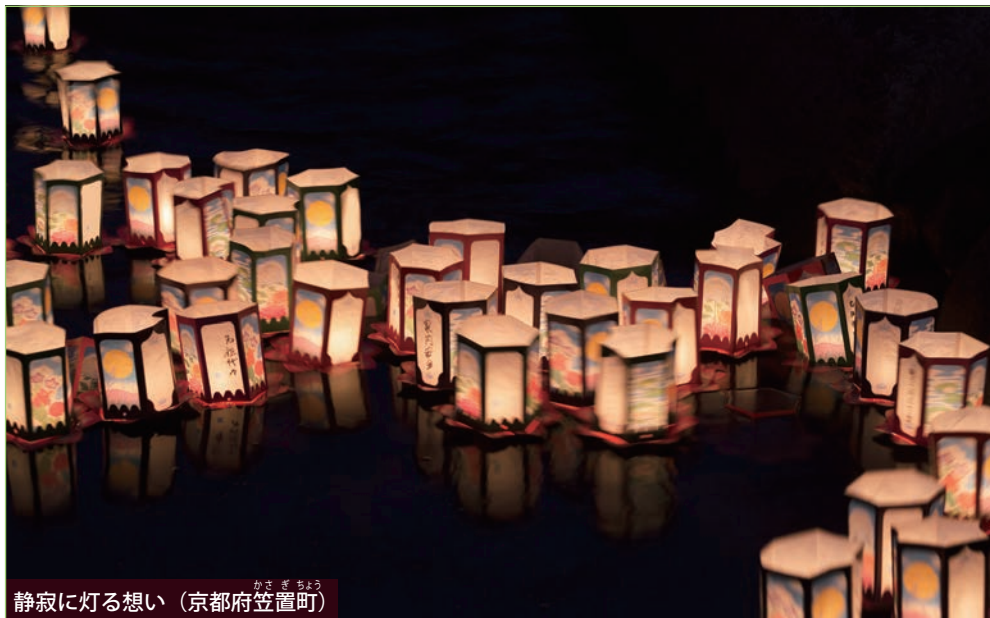
町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)**3290号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>

静寂に灯る想い（京都府笠置町）

もくじ

随 情 政 政

想 報 策 策

「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律」について
農林水産省農林水産技術会議事務局研究調整課（スマート農業実用化検討室）………(2)
もっと活かそう！ 気象庁の地域防災支援 気象庁 総務部 参事官 鎌谷 紀子 ……(6)
町村ご当地キャラじまん ……(10)
「東日本大震災津波で生かされた命を独創的で魅力的なまちづくり」
………(11)

岩手県大槌町長 平野 公三 ……(11)

コラム

ローカルコモンズを創り直す

持続可能な地域社会総合研究所 所長

藤 山

浩

地球温暖化の明らかな進行、未曾有の経済格差の広がり、社会的な孤立と分断。国内外を問わず、環境も経済も社会も八方塞がりに見えるこの2020年代、解決の道はあるのだろうか。だが、現場を歩くと、人々が知恵を絞り、力を合わせてこの危機を乗り越えようとする挑戦がさまざまな地域で生まれている。

例えば、農業分野では、改めて法人を立ち上げ、農地の共同管理を進めようとする動きがある。公共交通網が崩れ始めている中、小地域で共同の車両を運行する仕組みが増えている。「小さな拠点」や「地域経営会社」のように、商業や福祉など分野を横断した複合的な拠点や組織づくりも始まっている。こども食堂をはじめとする地域の食の広場づくりも広がっている。そして、再生可能エネルギーについても、森林・農地・河川・街区等をつないだ地域の共同システムづくりが注目される。こうした分野と地域を横断した多様な危機対応策の共通軸として浮かび上がるものは、地域住民による共同管理の仕組み、すなわち

「ローカルコモンズ」の再構築に他ならない。半世紀以上前、「コモンズの悲劇」という考え方が示され、私的所有に基づく自由競争が望ましいとされてきた。しかし、もう地球上には、競争して奪い取る環境的余裕は残っていない。2009年に女性として初めてノーベル経済学賞を受けたオストロムは、世界中の共有資源管理の事例データベースを構築し、失敗と成功を分かちあう8つの設計原理を明らかにした。学問のうえでも、限られた資源を共同で賢く使う「コモンズ」の考え方が再評価されている。

私は、これからの時代、日常的な暮らしを支える数千人から数千人の生活圏を来るべき循環型社会の一番の基礎単位である「循環自治区」と設定し、「ローカルコモンズ」に基づく共同管理を、農林業・交通・エネルギー・福祉・子育て等に広げていきたいと考えている。それが、環境保全、生計保障、生活連帯を同時に成り立たせる文明的基盤となるはずだ。

写真キャプション

木津川上流の山峡にあり、古くからの歴史と豊かな自然に恵まれた、笠置町。毎年8月16日に行われる「灯ろう流し」は、過去に木津川の水難事故等で亡くなった人々の霊を慰める為、昭和の中頃に僧侶が始めたといわれる。笠置大橋上流河川の両岸に並べられた約200本の松明に火が灯され、幻想的な雰囲気の中、約500基の灯ろうが川面を流れる。

「農業の生産性の向上のための スマート農業技術の活用の促進に 関する法律」について

農林水産省農林水産技術会議事務局研究調整課
(スマート農業実用化検討室)

はじめに

昨今の世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、2022（令和4）年秋から、農政の基本的方針である「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けて、さまざまな観点から農業施策の検証が行われてきました。その中では、現在の基幹的農業従事者の年齢構成を踏まえると、20年後には、その人数が現在の約4分の1にまで急速に減少する（約116万人→30万人）ことが見込まれ（図1）、従来の生産方式を前提として農業では、食料の安定供給を確保できないおそれがあることが指摘されています。

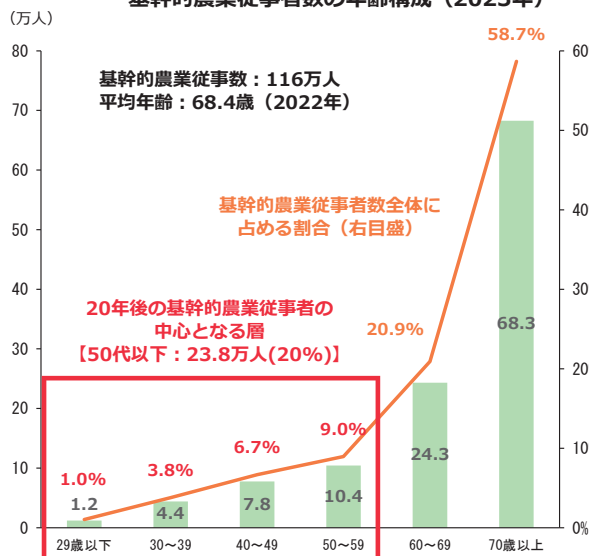
こうした状況下においても、農業の持続的な発展を図り、国民に対する食料の安定供給を確保していくためには、少ない人数でも農業生産を続けていけるよう、情報通信技術を用いて作業の時間を短くしたり、身体負担を軽減する等の機能を有する「スマート農業技術」の活用を促進することが不可欠です。

農林水産省では、スマート農業技術の導入の効果や課題を分析するため、2019（令和元）年度から「ス

人口減少下での農業政策（背景）

- 今後20年間で、基幹的農業従事者は現在の約1/4（116万人→30万人）にまで減少することが見込まれ、従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない。
- 農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農作業の効率化等に資するスマート農業技術の活用と併せて生産方式の転換を進めるとともに、スマート農業技術等の開発・普及を図ることで、スマート農業技術の活用を促進する必要。

基幹的農業従事者数の年齢構成（2023年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」（2022年、2023年は概数値）

注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

政 策

「スマート農業実証プロジェクト」を開始し、これまで平場だけでなく、中山間地域や離島も含む全国217地区で実際の農業経営の中でスマート農業技術の実証を行ってまいりました。これらの実証プロジェクトを通じて、スマート農業技術を活用することで、危険を伴う作業や重労働、現場のはりつき作業からの解放、農産物の収量や品質の向上等といった効果が見られた一方、①従来の栽培方式にスマート農業技術をそのまま導入しても、その効果が十分に発揮されない、②スマート農機等の導入コストが高かったり、技術を使いこなす人材が不足している、③果実や野菜の収穫作業など、人手に頼っている農産物においてスマート農業技術の開発が不十分な領域があるなど、生産サイドと開発サイド双方での課題が分かってきました。

こうした課題に対処し、スマート農業技術の活用を促進していくためには、まず、これまでの多くの人手を前提とした生産方式から、スマート農業技術に適合する生産方式への転換を図り、スマート農業技術の効果を最大限に引き出すことが重要です（図2参照）。例えば、自動収穫機の導入と併せ、一斉収穫できるように畝間を広げる、品種を変えるなどの生産方式（栽培方式）の見直しを行う。また、スマート農業技術を導入する際のコスト低減等、農業者による円滑な活用をサポートする観点から、農業者間の機械の共同利用だけでなく、スマート農機等のレンタルや委託を受けて農作業を行うサービスを行う事業者を育成・確保していくことが重要と考えています。

さらに、技術開発の面では、スマート農業技術が農業技術と情報通信技術の高度な融合により生まれるものであることも踏まえつつ、特に、農業現場のニーズが高い技術の重点的かつ早急な実用化を図るため、農機メーカー、スタートアップ、大学や地方公設試等の多様なプレイヤーの力を結集して対応していくことが重要です。

こうした問題意識の下、2023（令和5）年12月27日開催の第6回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において決定された「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容に基づき、食料・農業・農村基本法の改正を目指すとともに、特に、今後の農業者の急速な減少等に対応して農業の生産性の向上を図るための施策を具体化するものとして、スマート農業の振興に向けた法整備を行う方針が示されたことを受け、本法律を立案し、

スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題

- スマート農業技術の活用の促進に当たっては、スマート農業技術に適した生産方式への転換を図りながら、その現場導入の加速化と開発速度の引き上げを図る必要。

人手を前提とした慣行的な生産方式（現状）

出荷規格に合わせて収穫するには、人手が必要だが、将来、人員を確保することも難しく、営農を続けられないかも…



スマート農業技術に適した生産方式への転換（目指す姿）

実需者ニーズに合わせて、機械で一斉収穫ができるよう畝間を広げ、品種を変えたら、スマート農業機械が良く機能したよ。これなら、農業が続けられるね



関係者の声

- ✓ 農業分野の研究機関（農研機構等）や生産現場に伝手がなく、技術開発や生産現場への橋渡しがうまくできない。
- ✓ ほ場などの条件が多岐にわたることや、慣行的な栽培方法へのこだわり、作物ごとの転用が困難なことが技術の開発・導入双方のハードルを上げている。
- ✓ 技術開発・供給側と生産現場側の両方の歩み寄りが重要。

農業の現場では…

- ✓ 衛星データを活用して農機を直進制御する技術等、一部の農機等では実用化が始まっている



GNSSガイダンス、自動操舵システム ドローン

スマート農業技術の現場導入を加速させ、その効果を十分に引き出すには、ほ場の畝間拡大、均平化や合筆、枕地の確保、作期分散、出荷の見直し等、**スマート農業技術に適した生産方式への転換が重要**

技術の開発では…

- ✓ ニーズの高い野菜や果樹の収穫ロボット等の技術開発は難易度が非常に高く、実用化に至らず



自動収穫機での収穫に失敗したキャベツ 開発者

異業種で培った技術を農業分野に生かしたいけど、ほ場も作物の生育もバラバラで手が出せないなあ。

開発速度を引き上げるには、スマート農業技術に適した生産方式への転換により開発ハードルを下げつつ、**開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレイヤーの参画を進めることが重要**

政 策

第213回通常国会に提出したものです。

法律の概要

本法律は、第4条において、国は、スマート農業技術の活用に関する施策を総合的に立案し、実施する責務を有すること等を定めた上で、先に述べたスマート農業技術の現場導入と開発の双方の課題に対処する農業者や事業者を支援するため、2種類の計画の認定制度を設けることとしています。具体的には、①農業者や農協が申請者となり、農業現場において、生産方式を見直しながらスマート農業技術の有効活用を図る「生産方式革新実施計画」（図3・緑色枠）と②スマート農業技術等の開発と供給を行う者が申請者となり、スマート農業技術等の開発・供給に取り組み「開発供給実施計画」（図3・青色枠）を農林水産大臣がそれぞれ認定し（第7条及び第13条）、これらの認定を受けた者に対し、日本政策金融公庫による長期低利融資（第12条及び第18条）や農業用ドローンの飛行等に係る航空法に基づく手続の簡素化（第10条及び第15条）、税制特例等の特別の支援措置を講ずることとしています。

また、第6条において、農林水産

大臣は、生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義や目標、基本的な事項などを基本方針として定めるものと規定しており、この基本方針に照らして適切な計画を認定する仕組みとしています。

併せて、本法律では、平場・中山間地域を問わず、中小・家族経営を含む幅広い農業者にスマート農業技術の活用を進めていただくため、生産方式革新実施計画においては、複数の農業者が共同して計画を申請していただくことが可能です。また、農業者だけでなく、農業者によるスマート農業技術の活用をサポートする農作業の受託等の役割を行う者（スマート農業技術活用サービス事業者）の取組を生産・開発双方の計画に含め、支援を受けられることとしており、農業者のスマート農業技術の導入費用の軽減等を図ることとしています。さらに、生産方式革新実施計画では、農業者による生産・出荷の段階だけでなく、スマート農業技術の導入と一体的に行う農産物の加工・流通・販売などを担う食品等事業者の取組も計画に含め、スマート農業技術活用サービス事業者と同様、農業者とともに一体的に支援を受けられることとしています。

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、
①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）
②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画）
の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第6条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等）

↑ 申請

↓ 認定

↑ 申請

↓ 認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う
農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画
（生産方式革新実施計画）【法第7条～第12条】

【生産方式革新事業活動の内容】

・スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模※1で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動 ※1 原則、複数農業者が共同した産地単位での取組を想定

【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等（農業者又はその組織する団体）

スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認等）など

②スマート農業技術等の開発
及びその成果の普及に関する計画
（開発供給実施計画）【法第13条～第19条】

【開発供給事業の内容】

・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等※2の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

・開発供給事業を行おうとする者（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・農研機構の研究開発設備等の供用等
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認）など

【税制特例】①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例（特別償却）、②の計画に記載された会社の設立等に伴う登記に係る登録免許税の軽減

政 策

地方公共団体への期待

我が国においては、各地域において気候や地形に応じ、多様な農産物が生産されており、スマート農業技術の活用方法も各地域で多様なものとなることから、スマート農業技術の活用を効果的に促進するためには、こうした地域の特性・事情に関する知見を有する地方公共団体の役割が大変重要と考えています。そのため、本法律では第5条や第20条第4項において、地方公共団体の役割として、その区域の特性を生かした必要な施策の実施や、両計画の実施に関する指導・助言等の援助に関する規定を設けています。例えば、生産現場においてスマート農業技術に適した新たな生産方式の導入を進めるため、JA等の多様な関係者間の調整を通じた案件の形成や、栽培技術に専門的な知見を有する都道府県の普及指導員等が、農業者の取組をスマート農業技術活用サービス事業者とも協力しながらサポートする役割等を担っていたことを期待しています。

また、生産現場だけでなく、スマート農業技術等の開発供給事業に

においては、第3条第2項の基本理念に基づき、地方公設試として、農研機構、事業者や大学等とも連携を図りながら、実際に計画の作成・実施主体となり、農業者のニーズを踏まえつつ、スマート農業技術に適した新品種等の開発にご尽力をいただくことも期待しています。

国としても、必要な情報の収集・整理・提供を行うこととしており（第20条第1項）、例えば、先に述べた「スマート農業実証プロジェクト」では、中山間地域においても、地域の高低差を生かしたスマート農機の共同利用によって機械の稼働率を高めつつ、作業時間の削減に成功した事例もあります。このようなさまざまな優良事例の収集や横展開を図ってまいります。

終わりに

本法律は、2024（令和6）年6月14日に成立し、同月21日に公布されました。年内の施行を目指し、まずは、本法律の趣旨や支援の内容について全国各地での説明会を開催する等、関係者への丁寧な説明に努めていく考えです。ご説明の要望等がありましたら、何なりとお申し

てください。また、農林水産省としては、制度の周知だけではなく、こうした説明会の機会を通じて、各地域・事業者の皆さまからのご意見を伺いながら、今後策定する基本方針の内容の検討を進めてまいります。本法律の支援措置を各地域において活用いただき、スマート農業技術を各地域で行われる農業の生産性向上のための手段として位置付け、その活用を進めていただきたいと考えております。そのためには、地方公共団体の皆さまのお力添えをいただながら進めていくことが重要と考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

お問い合わせ

担当：農林水産省

大臣官房政策課技術政策室

電話番号：

03-6744-0408（直通）

●休刊のお知らせ●

8月19日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第3291号は8月26日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

客室のご案内

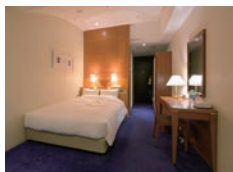
SINGLE ROOM

シングル
119室



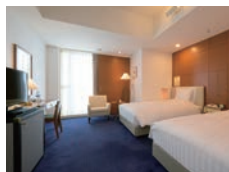
DOUBLE ROOM

ダブル
12室



TWIN ROOM

ツイン
18室



和室もございますのでお問い合わせください。

※市町村職員共済組合等の宿泊施設利用助成券がご利用いただけます。

ご予約・お問い合わせ



全国町村会館

TEL.03(3581)0471

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
ホームページアドレス <https://www.zck.or.jp/kaikan/>



●全国町村会館へのアクセス

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約7分

もっと活かそう！ 気象庁の地域防災支援

気象庁 総務部 参事官 鎌谷 紀子



気象庁マスコットキャラクター
はれるん

はじめに

近年自然災害が相次いで発生しており、地域における防災対応力の向上が重要となっています。令和7年6月に気象業務150周年の節目を迎えるにあたって、気象庁がここ数年力を入れている地域防災支援の取組についてご紹介します。全国各地の気象台では、首長訪問や「あなたの町の予報官」、「気象防災ワークショップ」など地方公共団体や関係機関と一体となって災害に備えた平時の取組を進めるとともに、災害時においては地方公共団体や関係機関と速やかに危機感を共有し、その災害対応を支援するため、町村長等へのホットラインや、気象台と地方整備局等との合同記者会見、気象の見通しに応じた説明会、「J-E-T-T（気象庁防災対応支援チーム）」派遣などの取組を進めています。さらには、地方公共団体と共同で災害時の対応について「振り返り」を実施しており、気象台および地方公共団体双方の防災対応を検証することで、気象台が発表する防災気象情報や気象台による地方公共団体支援のさらなる改善につなげています。また、気象庁では、気象台の取組に加えて、地方公共団体の防災業務を支援し、

地域防災力の強化に貢献する一環として、専門的な情報を読み解いて活用できる「気象防災アドバイザー」の拡充と地方公共団体における活用の促進に取り組んでいます。

首長訪問、「あなたの町の予報官」

気象台では、地方公共団体の防災業務を支援するため、平時に首長訪問を実施するとともに、管轄する地域内を複数の市町村からなる地域に分け、その地域ごとに5名程度の職員を専任チーム「あなたの町の予報官」として担当する体制を敷くことで、地方公共団体と気象台との間で緊密な「顔の見える関係」を構築しています。このチームは、担当する地方公共団体の地域防災計画や避難情報の判断・伝達マニュアルの改定に際して資料提供や助言等を行うほか、教育委員会や福祉部局等が実施する防災教育や要配慮者対策にも協力しています。こうした平時における取組を通じて、キキクル（危険度分布）等の新たな情報の「理解・活用」（読み解き）を一層推進するとともに、緊急時には、平時に構築した関係性を活かし、地方公共団体の防災担当者のニーズに合わせた説得力のある適時・的確な助言を行っています。



あなたの町の予報官
（5名程度のチーム）



市町村訪問



防災計画
への助言



日頃からの
解説



災害後の
「振り返り」

政 策



▲ワークショップの様子

気象防災ワークショップ

「気象防災ワークショップ」とは、時々刻々と変化する気象状況に心じて発表される防災気象情報を踏まえ、避難情報の発令など地方公共団体が講じるべき防災対応を模擬体験するものであり、ワークショップを通じて、防災気象情報を適切に理解するとともに、地方公共団体の防災体制の強化や避難情報の発令の判断のポイントを学ぶことができます。全国各地の気象台では、地方公共団体を対象に「気象防災ワークショップ」を積極的に開催しており、令和5年度（2023年度）は、延べ1,005市町村に参加していただきました。これまで地方公共団体からは「気象情報等に関する資料から状況を読み取るためのスキルは、やはり研修やワークショップで習得していなくてはならないと感じた」「担当者は数年で異動となることが多く、新任の担当者にとっては、非常に役立つ」といったご意見をいただいております。令和6年度も引き続き各地でワークショップを開催していきますので、ご希望の場合は、お近くの気象台にご相談ください。

ホットライン、JETT（気象庁防災対応支援チーム）、記者会見

災害の発生が予想されるような顕著な現象の場合は、気象台が持つ危機感を気象台長から直接町村長等へ電話で伝え、避難情報に関する助言等を行うホットラインを実施しています。また、雨が弱まるタイミングにおいても、その後の大雨の見込みを気象台の担当者から電話解説し、地方公共団体の体制の縮小や避難所閉鎖の判断に活用いただくこともあります。

さらに、大きな災害が発生したときには、気象台から地方公共団体の災害対策本部等へJETTを派遣し、災害対応現場のニーズを踏まえた気象状況のきめ細かな解説等を行っています。例えば、令和6年能登半島地震では、能登町、穴水町等へJETTを派遣し、復旧・復興作業の前提となる大雪の予想等の気象の見通しや住民の自助に資する真冬並みの気温となる見込みといった気象状況の解説を行うなど、各機関の被災地における防災対応を支援しました。JETTの創設以降、令和6年（2024年）3月末までに延べ7,400名を超える職員を派遣しており、地方公共団体からのJETT派遣への期待が高まっています。



▲能登半島地震におけるJETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動

（左：航空利用機関へヘリ運航に係る気象情報の解説、右：災害対策本部員会議における気象台長による気象解説）

政 策

から、令和4年度（2022年度）以降、迅速なJ-EET派遣を可能とするための気象台の体制強化も図っています。

加えて、大雨や大雪による災害のおそれについて、気象台と地方整備局等の関係機関で合同の記者会見を実施して早めの警戒を呼びかけたり、気象の見通しの推移に応じて、オンライン会議システムで防災担当者に向けた説明会等を開催したりするなど、状況に合わせたさまざまな手段で地方公共団体や関係機関に警戒を呼びかけています。

気象防災アドバイザー

気象防災アドバイザーとは、気象庁退職者や災害や避難などの防災に関する研修（8カ月）を修了した気象予報士に国土交通大臣が委嘱する気象と防災のスペシャリストで、地方公共団体に任用され、防災気象情報の読み解きや、それに基づく市町村長に対する避難情報発令の進言、地域住民や市町村職員を対象とした防災出前講座を行っています。令和6年（2024年）4月時点で272名に委嘱しており、令和5年度には、市町村職員としてフルタイムで勤務して平時からの解説や訓練を実施したり、災害発生のおそれが高



▲アドバイザーによる気象解説の様子

まったときに招聘されて気象状況の見通しの解説を行ったり、地域住民向けの出前講座において講師を行うなど、40団体において41名の「気象防災アドバイザー」が活躍しました。また、「気象防災アドバイザー」の一層の拡充に向け、気象庁では令和4年度から気象予報士を対象とした「気象防災アドバイザー育成研修」を実施しています。近年、急激な河川増水や土石流といった状況の急変を伴う災害で犠牲者が出ていることが課題となっており、被災した地方公共団体の職員や住民からは「危険な兆候を目で見て確認するまで避難の判断ができなかった」「これほど急激に災害が発生するとは到底予想



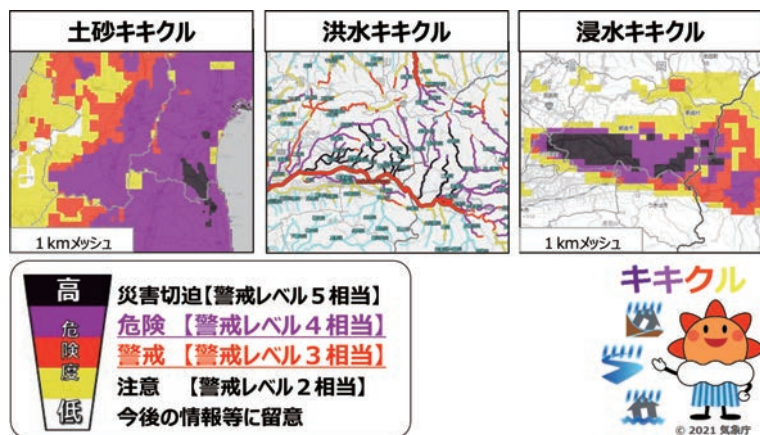
▲アドバイザーによる講演の様子

できなかった」といった声が聴かれます。このような声に対して、地方公共団体の防災の現場では、状況の急変を見越して避難情報発令の迅速な判断を下すことが必要とされています。この必要性に応えられるよう「気象防災アドバイザー育成研修」では、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」に基づく避難情報発令の判断方法を習得する訓練等を通じて、災害の発生が迫る限られた時間の中で予報の解説から避難の判断までを一貫して扱うことのできる即戦力となる人材を育成しています。ぜひ、気象防災アドバイザーの活用をご検討ください。お近くの気象台で、気象防災アドバイザー雇用まで

キキクル

のご相談をお受けしております。

キキクルは、土砂災害・浸水害・洪水災害の危険度の高まりを、地図上で1kmごとに5段階に色分けして示す情報で、常時10分ごとに更新しています。キキクルにも、注意報や警戒と同様に、警戒レベルに相当する危険度（色）が結び付けられており、避難情報の発令対象区域の絞り込みの判断に活用いただけます。



▲気象庁ホームページのキキクル（危険度分布）

政 策

防災気象情報に関する検討会

気象庁および国土交通省水管理・国土保全局では、受け手の立場に立ったシンプルでわかりやすい防災気象情報について検討するため、令和4年1月から、学識者、報道関係者等からなる「防災気象情報に関する検討会」を開催し、令和6年5月まで2年半にわたり議論いただきました。この検討の成果として、令和6年6月18日に報告書「防災気象情報の体系整理と最適な活用に向けて」がとりまとめられています。

本とりまとめを受け、情報改善の実現に向け詳細な検討を進めるとともに、防災気象情報を受け取った方が自ら考えて主体的に行動することができる社会を目指し、周知広報・普及啓発活動を一層推進してまいります。

お問い合わせ先
気象庁

担当：企画課地域防災企画室
電話：03-6758-3900
(内線2212)

メール：jma_wxad@met.

kishou.go.jp

<改善案>

防災気象情報（警戒レベル相当情報）

警戒レベル

		洪水に関する情報 「洪水危険度」		大雨浸水に関する情報 「大雨危険度」	土砂災害に関する情報 「土砂災害危険度」	高潮に関する情報 「高潮危険度」
		大規模河川の外水氾濫		内水氾濫及び左記以外の河川の外水氾濫		
		洪水予報河川	水位周知河川			
発表主体		河川事務所等と気象台		気象台	都道府県と気象台	都道府県と気象台
発表単位		河川ごと		市町村ごと	市町村ごと	沿岸ごと
警戒レベル相当情報	5相当	レベル5 氾濫特別警報		レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
	4相当	レベル4 氾濫危険警報		レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
	3相当	レベル3 氾濫警報		レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
	2	レベル2 氾濫注意報		レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
		市町村の対応		警戒レベル		
		緊急安全確保		5		
		避難指示		4		
		高齢者等避難		3		
		要員配置 防災体制確保		2		

- ・情報名称の最終決定は、法制度や実際の情報の運用、伝え方なども踏まえ、気象庁・国土交通省が行う。

▲「防災気象情報に関する検討会」における情報名称の検討

～金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く～



地方公共団体金融機構 (JFM) は、全ての地方公共団体の 出資による地方債資金共同調達機関です。

融資

地方公共団体に長期・低利の資金を提供しています。

期間は最長40年、利率は財政融資資金と同等でお貸ししています。このための財源として、公営競技納付金を活用しています。※機構特別利率対象事業（令和6年7月時点）

地方
支援

「より良い資金調達・資金運用」のお手伝いをします。

財政、金融、会計等に関する研修（出前講座、宿泊型研修、入門研修等）を実施するほか、金融専門知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが助言などを行っています。

資金運用にJFM債を
ご活用ください

JFM債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同水準です。多くの地方公共団体にも、確実かつ有利な運用方法としてご評価いただき、10年債、20年債や投資家のニーズに応じた様々な年限のFLP債などをご購入いただいております。※令和6年7月時点

債券ご購入時等の留意事項について

当機構の資金調達計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。▶▶▶

<https://www.jfm.go.jp>



町村

ご当地キャラじまん

Vol.149

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からピックアップ。

西ブロック

8月10日(ハートの日)生まれ。年齢性別はヒミツ。
「ほめ言葉のシャワー」のエネルギーが集まってうまれた妖精。好奇心旺盛で、人が好きな笑顔が大好き。
好きな言葉は「ありがとう」「笑顔」「ぶつくりハート」。



この町マスコットキャラクター

ぶつくりハートちゃん

高知県の町

この町は、2016年度に、子どもたち一人一人の「自尊感情」と「コミュニケーション能力を高め、変化の激しい社会の中でも多様性を認めながら自己表現もできる子どもたちの育成を目指した事業を開始しました。事業を進めるなかで、「心と体の栄養が満たされた状態」を幅広い世代の方にイメージしてもらうことを目的に、2020年3月に「ぶつくりハートちゃん」が誕生しました。この町では、「ありのままの自分を受け入れ、相手をもありのまま受け入れることができる心情」を「自尊感情」としており、その感情が高まっているところの状態を表現している『ぶつくりハート』をモチーフとしたキャラクターです。町内の保育園・幼稚園、学校の行事や地域のイベント等に参加し、老若男女に親しまれています。

赤村マスコットキャラクター

源じいさん

福岡県赤村



愛嬌たっぷりのまんまるおなかには、夢と希望が詰まっている。ニコリ笑顔で赤村を訪れた方々を迎えてくれる気さくな人柄。

赤村の公式マスコットキャラクターであり、創業32年目を迎える村最大の観光拠点「源じいの森」の公式マスコットキャラクターを兼ねている「源じいさん」は、大きな麦わら帽子に長靴と

いった農家さんのようないでたちで、その姿は米どころ・赤村の豊かな自然を象徴しています。「源じいの森」は、バンガローやドームハウス、川沿いのキャンプサイトを有する県内最大級のキャンプ場と、美しい庭園やサウナ、2種の水風呂、レストラン等が備わった天然温泉がある複合施設。施設内には、随所に愛らしいイラストの「源じいさん」を見ることが出来ます。また、LINEスタンプが販売されていたり、ご当地ナンバープレートにデザインされているいたり、村民にとって身近な存在の「源じいさん」。誰をも癒す笑顔をふりまきながら、これからも赤村を盛り上げてくれます。

南風原町公式キャラクター

はえるん

沖縄県南風原町



8月6日生まれ。永遠の3歳。明るく元気な性格で、特技の「高跳びがすばい」では、30分で1反響することが出来る。趣味のダンスを活かし、町民広場でTikTokの動画撮影をしている。好きな言葉は「何事にも全力投球」。

南風原町の魅力や特性を町内外に発信することを目的に、イメージキャラクターのデザインと名称を公募し、2012年11月4日に開催された南風原町のお祭り「ふるさと博覧会」にて、キャラクターデザインが発表されました。町特産品の「かぼちゃ」をモチーフとし、伝統工芸品の「琉球絨」を身に付け、頭には、生産量日本一の「ストレリチア」と町花の「ブーゲンビリア」を飾っています。2013年4月1日、南風原町観光大使に任命され、本格的に町のPR活動を開始。時には、「へちま」や「トマト」「ゴーヤー」「たまねぎ」「にんじん」「ピーマン」の野菜のお友達と一緒に行動することも。語尾に「るん」とつける明るい話し言葉でSNSを活用しながら、南風原町の魅力を発信しています。

随 想

大槌町は、岩手県沿岸中央部に位置する人口約1万人の町です。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により甚大な被害に遭い、県内最悪の人口の8%の1、286名の尊い命が奪われるとともに、町長をはじめ職員39名が犠牲となりました。あれから13年。震災当時、私は役場職員で定年退職まで後5年。築50年の庁舎2階にいた私は、庁舎前の広場に避難し、総務課主幹であったことから災害対策本部で情

引いては押し寄せる大津波に、庁舎が破壊され、激流に流されるのではないかという不安を押し殺しながら、津波火災によるプロパンガスの爆発音や雪が舞う凍てつく中、無力感に苛まれながら一夜を職員14名と共に屋上で過ごしました。

翌日、救助された自衛隊ヘリコプターから見た町は、壊滅でした。父親と妻の安否確認ができないまま、緊急・応急対応にあたることになりました。町内最大の避難所であった

しての「責任」を果たさなければとの思いと「このことが落ち着いたら退職しよう」との相反する思いを胸に。犠牲となった職員のご遺族が災害対策本部を訪れ、「何故亡くなったのか」と涙ながらに問われて、答えることができませんでした。生き残ったことへの後ろめたさや笑顔になることへの罪悪感、その後何年か続くことになりました。ご遺族のその「問い」に不十分ながらも報告書「大槌町役場職員」で答えるこ



「東日本大震災津波で生かされた命を 独創的で魅力的なまちづくりに」

岩手県大槌町長 平野 公三

報収集にあたりました。地震発生から約30分後、先輩職員の「津波だ！」の大声の先には、電柱のトランスが見えなくなる程の10mを超すとす黒い壁が音もなく押し寄せていました。

庁舎前の災害対策本部にいた三役はじめ本部職員等は、蜘蛛の子が散るようあらゆる方向に逃げました。私は、役場屋上に駆け上がり、難を逃れました。しかし、屋上には、町長や上司である総務課長、幹部職員、部下職員等の姿がなく、何度も

中央公民館の一室に災害対策本部を設け、副町長の下で被害情報収集、物資支援の受入れ、遺体の収容・火葬、行方不明者搜索対応等を県、自衛隊、消防、警察等と連携を図りながら、104名の職員の陣頭指揮を執ることになりました。国県等関係者の現地視察対応、新聞・テレビ等多数のマスコミへの定時・臨時の情報提供等、何もかも暗中模索の手探りの状況で心が折れそうになりました。それでも、生き残った、生かされた者と

とができたのが、震災後10年過ぎのことでした。

支援する側の役場職員の多くが被災者でした。大切な人を失い、自宅が流され、それでも被災した町民に安心や安全をしっかりと届けなければなりません。それが理屈なく突き付けられた公務でした。職務代理者の副町長は、同年6月20日で任期満了となり、規定により総務課長の私が、新しい町長が選ばれるまでの86日間職務代理者となりました。任期

中、3つを決断し、実行しました。1つに町民不安につながらないよう模索した自衛隊撤収時期の決定、2つに8月11日月命日までに仮設住宅への移行と避難所の完全閉鎖、3つに住民基本台帳データ流失の中8月28日投票の町長選挙の実施。

大震災津波は、多くの方々の人生を大きく変えました。私もその一人です。4年後、私は町長になりました。「このことが落ち着いたら退職しよう」の思いとは裏腹に、震災復旧・復興の舵取り役をしています。

大槌町の復旧・復興は、延べ109の自治体・企業等、千人余りの県内外の長期派遣職員の力なくしては成り立ちませんでした。

また、派遣をいただいた自治体の首長、派遣元の職員、そしてご家族のご理解とご協力も大槌町の復旧・復興の力であり、あらためて衷心より感謝申し上げます。

大切な人、愛する人を一瞬にして失い絶望感や喪失感を二度と味わいたく無い、味わわせたくない。そのため、体験や教訓を次の世代に忘れずに伝え、ハード・ソフト両面から備える防災文化を醸成し、その礎の上に一次産業を核とした独創的で魅力的なまちづくりを目指したいと思っています。

宝くじ
公式サイト

すぐ買える 当たりがわかる クイックワン

★ Quick One
クイックワン

宝くじ
公式サイトで
発売中!



今すぐ会員登録!

宝くじ公式サイト

<https://www.takarakuji-official.jp/>

宝くじの収益金は
私たちの街の公共事業等に
役立てられています。



お問い合わせ先

宝くじコールセンター

TEL:0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料)

TEL:011-330-0777 (有料)

一般財団法人 全国市町村振興協会